

第16回 旭川流域連絡協議会（本会）議事録

日時：平成17年3月17日（木）10：00～12：00

場所：落合町 ハイランドおちあい 研修室

参加者：岡山市、瀬戸町、赤磐市（前 吉井町）、建部町、久米南町、中央町、旭町、落合町、北房町、久世町、勝山町、美甘村、鏡野町、岡山県土木部河川課、岡山県土木部河川開発課、建部建設事務所、真庭地方振興局、国土交通省岡山河川事務所

開会挨拶 流連会長代行 副会長 青野 義昭 旭町長

みなさん本日はお集まりいただきありがとうございます。

ご紹介ございましたように会長であります落合町長の辻騎一郎さんが別会議でご欠席のため、皆様よろしくお伝えくださいということと、本日の会の取り仕切りをお願いしたいとの連絡を受けておりますので、ふつつかでございますが、会の進行を努めさせていただきます。

昨年、災害もいろいろやってきており、岡山でも4個台風が上陸いたしました。特に北部では木材に関わる被害が甚大で、その他の地域でも土砂災害などが発生しました。このような中で行政に携わるものとしては、防災を含めて対応をしていかななくてはならないと思います。

合併が具体化し、明後日から登庁しなくてもよいといわれまして、昨日私も長い間にたまった書類の整理等を行っておりました。みなさまの地域おかれましても、旭川流域内の市町村が合併しても、流域の自然環境は残ります。今までと変わらない、さらに輪をかけて防災意識を持ち、災害時の過程を想定しながら、その対応をいろいろな角度から検討していかななくてはならないと考えております。災害がきてからでは遅すぎますし、予測のつかない災害が多発していることもあります。そういったことで、事前に皆様方とともにととも、この旭川流域での対策を考えていきたいと思っております。

本日も事務局よりいろいろと資料をいただいております。資料に沿って御説明をいただきながら、今後の取り組みを行っていきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

打合せ事項

配付資料の議事次第に基づき、以下の事項について打合せを行った。

1) 平成16年度活動報告

- ・ 地域コミュニティによる防災体制の構築について、平成16年度のモデル地域コミュニティとの取り組みを報告。
- ・ 旭川流域交流シンポジウム（2月6日 建部町文化センター）について報告。

2) 平成16年度決算報告

- ・ 平成16年度決算報告について事務局から説明に続き、監事 棕野岡山県河川課長より3/11会計監査が報告され、承認。

3) 平成17年度活動予定

- ・ 旭川流域ネットワークとの共催行事への協力、旭川水防災シンポジウム、地域防災体制構築の取り組みを含めた活動計画について説明し、了承。
- ・ 4月に予定している初回の幹事会は、合併後間もない中での会議となるため、打合せ会として開催する可能性がある。

4) 平成17年度予算(案)

- ・ 3) 平成17年度活動予定に基づく予算案を説明し、了承。

5) 平成17年度以降の協議会運営について

- ・ 今後の協議会体制については、合併後も体制の変動が大きいと思われるため、新年度に合併後の自治体本庁に支所・支局を加えた形で幹事会を開催し、改めて協議を行うこととする。
- ・ 但し、赤磐市については、吉井町、赤坂町は旭川の支川砂川の流域であり、影響が少ないこと、吉井川本川の流域にかかることから、吉井川流域連絡協議会への参加を行うため、旭川流域連絡協議会へは本庁のみの対応としたい旨の説明があり、赤磐市については、本庁のみの対応とする。
- ・ 旭川流域連絡協議会の部会として災害情報連絡部会を設置することについて了承。
- ・ 旭川流域連絡協議会の規約改正について了承。
- ・ 平成17年度負担金については、現行負担金を新市町へ合算して引き継ぐことで了承されているが、平成18年度以降の負担金について事務局案を説明し、今後事務局案をベースに協議していくことで了承。

(協議会役員の改選については、現役員と相談し、自治体首長の決定の後、調整を行うこととする。)

質疑・回答

(建部町)

来年度、岡山市との合併を控えており体制の変更を念頭においていただきたい。

(赤磐市：旧吉井町)

関連して、来年度岡山ブロックで構成員が少なくなるので、建部町を加えてはどうか？

(事務局)

来年度以降も合併が行われるところについては、適宜見直しを行っていく。

ブロック幹事会は、構成員が少ないこともあり開催の予定はないが、現在地域コミュニティ防災の取り組みでも上流、中流、下流の枠組みをとっており、各々特徴のあるブロックとして現在のブロック割りを残していきたいと考えている。

6) 防災に関する取り組み紹介

- ・ 水防法改正について、浸水想定区域を指定する河川範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報奨金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難態勢の充実等の内容について説明。
- ・ 今年度の台風等による甚大な被害をうけての国土交通省全体、中国地方整備局及び、岡山河川事務所の取り組みについて、記者発表により説明。

質疑・回答

(赤磐市：旧吉井町)

岡山三川においても特別警戒水位を設定するのか。昨年警戒水位に達して、堤防点検を行ったり、体制に入ったが、現地状況はそれほどでない場面があったが、見直しはされるのか？

また、直轄管理区間より上流で重要水防箇所はないのか？

(事務局：国)

特別警戒水位をどのように決めていくかについては、具体的にはまだはっきりとした情報がない。直轄管理区間においては、指定水位、警戒水位、危険水位を設定し、水防団等の出動の目安としている。水防法改正では、中小河川においてある水位に達すると周辺の住民に避難していただくための特別警戒水位を設定するものである。大河川においては、洪水予報を行っており住民の避難行動への時間に余裕があるが、中小河川では水位上昇が急激なため、洪水予報が行えないため、特別警戒水位を設定し一般住民の迅速な避難に役立てようという取り組みである。

(事務局：県)

出水時には常に警戒水位が出るが、現地ではそれほどではないという状況が昨年何件かあった。その理由としては、過去に水位を設定して、その後川に土砂が堆積して河川の状況が変わっているところ、見直しが行われていない状況がある。特に吉井川については、激特事業が終わり、川の形が変わっているところもある。来年度の出水前には、5月の水防協議会において、水防計画の数値を修正したものを市町村の方々にお諮りしたいと考えている。

県管理区間では、堤防の完成区間は非常に少なく、今出来ている堤防から、ある程度余裕をもった下方に警戒水位を定めている。その警戒水位と今度新たに設定する特別警戒水位には差があまりないところがあり、今回の水防法改正を受けて行う新たな水位を具体的にどう設定していくかは今後検討の必要がある。

その一環として、重要水防箇所は、現在のところ県では整理されていない。現在堤防があり、整備が遅れているところ、背後地に民家や重要な施設があり、水位より地盤高さが低く影響を及ぼすところ、災害が頻発しているところなど、具体的には小田川、笹ヶ瀬川、足守川、砂川、備中川が対象になる。重要水防箇所については、現在再チェックを行うための調査に近々はあるところであり、5月の水防協議会で改正を行っていきたいと考えているので、結果をその場でご提示できるかと思われる。

閉会挨拶 国土交通省 岡山河川事務所 渡部所長

長時間に渡り、旭町長に会長代行をつとめていただきました。ありがとうございました。

非常に充実した盛りだくさんの内容を説明させていただきましたが、お聞き取りいただき御礼申し上げます。

本協議会が発足して6年になりますが、市町村合併を含めまして、来年度以降体制が変わります。この6年の間にご出席の皆様を含めまして各市町村の皆様いろいろな面でご支援いただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。

昨年度は、災害が多い年でしたが、その中で地域の力がクローズアップされた一年でもありました。これから地域間競争が進む中で、地域が安全な中で発展していくことが必要であり、流域という概念で助け合い、お互い補い合える流域連絡協議会の役割は、今後ともますます大切かと考えております。

三位一体について、前回お話しさせていただきましたが、昨年末に方向付けが行われ、来年以降も若干議論は続くと思われませんが、国の役割とは何かについて非常に考えさせられるきっかけとなりました。市町村の役割、地方として担っていただくべき権限、責任について議論が増え、お互いの立場を考えているいろいろなことをやっていかななくてはならない時代になったと考えております。今後、法律の改正なども行ってまいります。併せて国としての支援をやっていく必要がありますし、それぞれの立場で助け合ってできることをやっていきたいと考えております。

今までの皆様のご支援に御礼申し上げますとともに、今後とも旭川流域連絡協議会についていろいろご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(以上)